

(別紙2)

裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要領

裁判所職員総合研修所入所試験（以下「C E 試験」という。）に関する事務の取扱いは、下記による。

記

第1 C E 試験の実施概要

1 試験の期日等

(1) 第1次試験

ア 試験期日は、年度ごとに定める。

イ 試験時間は、別表第1のとおりとする。

(2) 第2次試験の口述試験

ア 試験期日は、年度ごとに定める期間内に、受験者ごとに指定する日とする。

イ 試験開始時刻は、別途指定する時刻とする。

2 試験地及び試験場

(1) 第1次試験

ア 試験地

(ア) 受験申込者の所属庁の所在地を管轄する地方裁判所（以下「第1次試験の実施裁判所」という。）の本庁所在地

(イ) 別表第2の左欄に掲げる地方裁判所に応じ、同表の右欄に掲げる支部（以下「実施支部」という。）の所在地

(ウ) 裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）の所在地

イ 試験場

試験場は、第1次試験の実施裁判所が、受験者ごとに、当該第1次試験の実施裁判所の管轄区域内に所在するアに定める試験地の中から指定する。ただし、アに定める試験地の中から指定することができないやむを得ない事由があるときは、第1次試験の実施裁判所は、裁判所職員総合研修所長

(以下「総研所長」という。)の承認を得て、アで定められた試験地以外の地から試験場を指定することができる。

ウ 実施支部の新設及び廃止

第1次試験の実施裁判所は、実施支部を新設し、又は廃止することを相当とする場合には、具体的な事由を明らかにして、毎年3月31日までに総研所長に上申する。

(2) 第2次試験の口述試験

ア 試験地

試験地は、受験申込者の所属庁の所在地を管轄する高等裁判所（以下「第2次試験の実施裁判所」という。）の本庁所在地又は第2次試験の実施裁判所の管内にある地方裁判所の本庁所在地の中から、年度ごとに定める。

イ 試験場

試験場は、受験者ごとに、年度ごとに定める試験地の中から指定する。

第2 周知

最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、総研所長が年度ごとに定める実施要領により、各裁判所に所属するCE試験の受験資格を有する者（地方裁判所にあっては、当該地方裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所又は検察審査会に所属する者を含む。）に対して、次の事項を周知する。

- 1 受験資格
- 2 受験申込書等の提出の場所、時期及び手続その他必要な受験申込手続
- 3 出題分野及び方法
- 4 試験の実施時期
- 5 合格通知の時期
- 6 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第3 受験の申込み

1 受験の申込みの方法

受験の申込みは、受験を申し込む者に次に掲げる書類（以下「申込書類」という。）を年度ごとに定める申込受付期間内に所属庁（簡易裁判所又は検察審査会に所属する者にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所。以下同じ。）に提出させることで行う。ただし、支部、簡易裁判所又は検察審査会に勤務する者については、当該勤務庁を経由して受験の申込みを行うものとし、申込書類を申込受付期間内に当該勤務庁に提出させる。

- (1) 受験申込書（別紙様式第1） 1部
- (2) 履修単位証明書（別紙様式第2）又はこれに代わる証明書及びその写し各1部

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の法学部（法学部と他の学部とを複合した学部（学域、学群等の学部以外の組織を含む。以下同じ。）の法学科、法学類及び法律学科を含む。）以外の文科系の学部の卒業者（学校教育法による大学院の修士課程において法学又は法律学を専攻し、当該課程を修了した者（法科大学院（学校教育法による専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者及びこれに準ずると認められる者を含む。）を除く。）に限る。なお、次に掲げる試験のいずれかに合格し、同試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者を除く。

- ア 裁判所職員（裁判所事務官）採用I種試験
- イ 裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）の法律・経済区分
- ウ 裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験）の法律・経済区分
- エ 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）
- オ 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

- (3) 承諾書（別紙様式第3） 1部
- (4) 誓約書（別紙様式第4） 1部

2 選択科目の変更

受験申込書を提出後は、第1次試験の選択科目を変更させてはならない。

第4 受験の申込みの受理等

1 所属庁における手続

- (1) 所属庁は、受験の申込みの時期、受験申込書の記載事項その他の事項について精査し、受験の申込みの要件を満たしていると認めたときは、当該受験の申込みを受理しなければならない。
- (2) 所属庁は、受験の申込みに不備がある場合であっても、補正することができると認めたときは、当該受験を申し込んだ者に対して、速やかに補正させる。ただし、受験申込書の記載事項の明らかな誤記については、自ら補正することができる。
- (3) 所属庁は、受験申込みの要件を満たしていると認められないときは、受験を申し込んだ者にその旨を通知するとともに申込書類を返還する。
- (4) 所属庁は、総研所長が年度ごとに定める期限までに、受験の申込みを受理された者の申込書類を第1次試験の実施裁判所に送付する。
- (5) 所属庁は、受験資格等に疑義がある場合には、直ちに総研に照会する。

2 第1次試験の実施裁判所における手続

- (1) 第1次試験の実施裁判所は、当該第1次試験の実施裁判所並びにその管内にある最高裁判所、高等裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所及び検察審査会に勤務する受験希望者について受付事務を行う。
- (2) 第1次試験の実施裁判所は、受験の申込みを受理された者（第1次試験の全部を免除された者を除く。）について、別紙第1のとおり受験番号を起番する。
- (3) 第1次試験の実施裁判所は、受験の申込みを受理された者について、別紙様式第5による受験申込者名簿（第1次試験の全部又は一部を免除される受験申込者については、別紙様式第6による受験申込者名簿）を作成し、1の

(4)に定める申込書類送付期限の翌日から10日以内に、申込書類及び受験申込者名簿を総研所長宛てに、受験申込者名簿を管轄する高等裁判所にそれぞれ送付する。

(4) 第1次試験の実施裁判所は、実施支部の所在地においても第1次試験を実施する場合には、当該実施支部の所在地で受験すべき者の受験申込者名簿を別紙様式第5に準じて作成し、速やかに当該実施支部に送付する。

(5) 第1次試験の実施裁判所は、受験の申込みを受理された者（第1次試験の全部を免除された者を除く。）に対して、所属庁を通じて、別紙様式第7の第1次試験受験票を交付する。

(6)ア 受験申込者（最終合格者については入所指名があるまでの間、その他の受験申込者については当該年度の12月15日までの間）に次に掲げる事由が生じた場合には、所属庁（ア）の場合には、異動前の所属庁）は、その受験申込者の受験番号、氏名、異動事由、その年月日等を第1次試験の実施裁判所に報告し、報告を受けた当該第1次試験の実施裁判所は、別紙様式第8の異動報告書により、総研所長及び当該第1次試験の実施裁判所を管轄する高等裁判所に報告する。

なお、（オ）に係る報告については、別紙様式第9の取下書を添付する。

（ア） 本務庁の異動

（イ） 官職の異動

（ウ） 氏名の変更（旧姓使用の開始又は中止を含む。）

（エ） 退職

（オ） 受験申込みの取下げ

イ（ア） 受験申込者（最終合格者については入所指名があるまでの間、その他の受験申込者については当該年度の12月15日までの間）が第1次試験の実施裁判所を異にする異動をした場合には、異動前の第1次試験の実施裁判所は、速やかに当該受験申込者の本務庁、官職、氏名及び異動

年月日を異動後の第1次試験の実施裁判所に報告する。

なお、異動前の第1次試験の実施裁判所において、当該受験申込者の受験番号は欠番とする。

(イ) 異動後の第1次試験の実施裁判所は、別紙様式第8の異動報告書により、当該受験申込者の受験番号、氏名、異動年月日等を総研所長及び当該第1次試験の実施裁判所を管轄する高等裁判所に報告する。

なお、異動後の第1次試験の実施裁判所において、当該受験申込者の受験番号は既に起番された受験番号に続いて起番する。

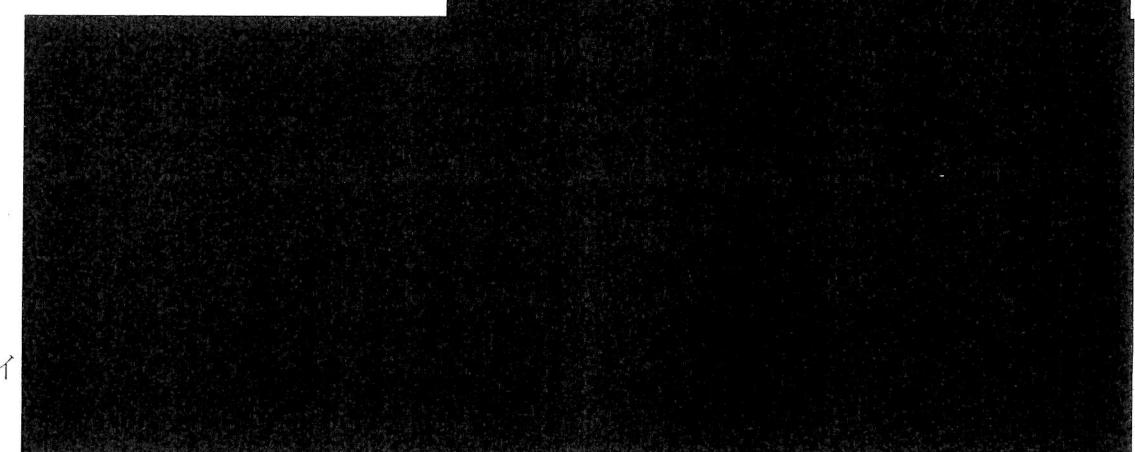
第5 第1次試験の体制

第1次試験の実施裁判所は、CE試験の第1次試験に関する事務を行うために、次の基準に適合する体制を整備するものとする。

1 試験管理者

- (1) 第1次試験の実施裁判所は、試験場ごとに当該試験場における第1次試験の実施を掌理する者として、試験管理者を置く。
- (2) 試験管理者は、次の者を充てる。ただし、これらの者を充てることができない又は充てることが相当でない場合は、総研と協議の上、他の者を試験管理者に充てることができる。

ア 第1次試験の実施裁判所の



2 試験官

(1) 第1次試験の実施裁判所は、第1次試験の試験場の試験室ごとに、試験管理者を補佐し、当該試験室におけるCE試験の実施をつかさどる者として、試験官を置く。

(2) 試験官は、第1次試験の試験場の試験室ごとに

■を充てる。

3 係員

第1次試験の実施裁判所は、試験管理者又は試験官を補佐する者として、以下の係員を置く。

(1) 試験室係員

試験室係員は、試験官の指示の下に試験官を補佐し、受験者の確認、誘導、監視及び試験問題、答案用紙等の配布、回収、整理等を行うものとし、受験者約■に対し■程度とする。

(2) 事務係員

事務係員は、試験管理者の指示の下に受験者の受付、第1次試験受験票等の点検、受験者に対する指示、誘導及び説明並びに試験問題、答案用紙等の保管、分配、収受、整理、各时限の試験開始時刻等の合図、試験室との連絡その他試験場における庶務的な事務を行うものとし、受験者数に応じ、適宜の人数を充てる。

第6 第1次試験の実施

1 試験問題の送付等

(1) 試験問題等の送付

ア 試験問題は、第1次試験の実施裁判所宛てに、試験期日の■までに送付する。答案用紙及び試験用六法は、必要に応じて同様に送付する。

イ 第1次試験の実施裁判所は、実施支部の所在地においても第1次試験を実施する場合には、アの定めにより送付された試験問題等を、試験期日の■までに、当該実施支部に送付する。

(2) 試験問題等の受領及び保管

- ア 第1次試験の実施裁判所及び実施支部は、試験問題及び答案用紙を受領した都度、直ちに部数を確認する。
- イ アの第1次試験の実施裁判所及び実施支部は、試験問題を試験室ごとの必要数に分けて梱包し、封印した上、施錠のできるロッカー等を用いる等して、厳重に保管する。

2 試験場

試験管理者は、試験場に次のとおり、試験室、予備室、受付所及び事務室を設ける。

(1) 試験室及び予備室

- ア 試験室は、受験者数に応じて適宜決定し、原則として、裁判所書記官養成課程第一部及び同第二部を別室とする。ただし、受験者数が少なく同一の試験室で行っても試験の実施に支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ 試験室においては、机上に受験番号を表示する。

ウ 予備室は、3の(3)のエの定めにより、受験を認められた遅刻者に受験させるために適宜の場所に設ける。

(2) 受付所

受付所は第1次試験受験票の確認等のために適宜の場所に設ける。

(3) 事務室

事務室は、試験室、予備室等との間の連絡、試験問題及び答案の整理等のため適宜の場所に設ける。

(4) 試験室の表示

試験室の入口付近に裁判所職員総合研修所入所試験の試験室である旨を掲示する。

3 試験当日の事務

(1) 受付

事務係員は、各試験日ごとに、1時間（当該試験日において最初に受験すべき科目が2時間である受験者については、2時間。以下同じ。）の開始前に、受験者の提示する受験票と受験申込者名簿とを照合した後、受験票を返還し、試験室への入室を指示する。

(2) 試験開始前の事務

ア 着席指示

試験官は、受験者を、受験票と同一の受験番号が表示されている席に着席させる。

イ 六法の使用

(ア) 試験官は、受験者に六法（判例付きでないものに限る。）の試験時間中の使用を認める。ただし、書き込みのあるものについては使用を認めはならない。

(イ) 試験官は、(ア)の定めにより使用が認められる六法を持参しなかった受験者に試験用六法を貸与することができる。

ウ 机に置くことができる物

試験官は、試験時間中における試験室の机の上又は机の中には、次に掲げるもの以外のものは置かせてはならない。ただし、試験管理者が試験の実施に支障がないと認めるものはこの限りでない。

(ア) 筆記用具

(イ) 時計（計時機能のみが搭載されているもの）

(ウ) イの定めにより使用が認められた六法

エ 注意事項の告知

試験官は、受験者に対し、次に掲げる事項を告知しなければならない。

(ア) 試験時間中の通信機器の携帯及び使用の禁止

(イ) 使用する筆記用具の種類、机上に置くことが認められている物等、試

験の受験に関する注意事項

(ウ) 廃権及び退室の際の注意事項

(エ) 試験時間

オ 試験問題等の配布

試験官は、各时限の試験開始时刻までに、試験問題、正誤表（配布する場合に限る。以下同じ。）、答案用紙及び草稿用紙を受験者に配布する。

なお、受験者に配布する前に、試験問題が当該时限のものであることを確認しなければならない。

(3) 試験開始後の事務

ア 試験官は、各时限の試験開始时刻に、試験の開始を宣言する。

イ 試験時間中における試験室での受験者からの質問は、全て試験官が応答し、回答は、当該試験室の全受験者に聞こえるようにする。

なお、試験官は、試験問題の内容に関する質問については、答えることができない旨を告げる。

ウ 試験官は、試験官だけでは判断することができない事態が生じたときは、速やかに試験管理者の指示を仰がなければならない。この場合において、試験実施中であるときは、試験官又は係員のうち1人は、必ず試験室に残るようとする。

エ(ア) 試験管理者は、各試験日とも、1时限の試験開始後30分を経過するまでに受付所に到着した受験者に対しては、試験室又は予備室で受験させる。この場合、試験時間は、試験管理者が相当と認める時間を延長することができる。

イ(イ) 試験管理者は、各試験日とも、1时限の試験開始後30分を経過するまでに受付所に到着できなかった受験者に対しては、受験させてはならない。ただし、1时限の試験開始後30分を経過するまでに受付所に到着できなかった理由が本人の責めに帰し難い事由であると総研所長が認

める者については、試験の実施に支障がない限り受験させる。

(ウ) 2 時限の試験開始時刻までに試験室に入室できなかつた受験者に対しては、受験させてはならない。ただし、当該試験日において最初に受験すべき科目が 2 時限である受験者は、(ア)又は(イ)のとおり取り扱う。

オ(ア) 試験官は、次に掲げる行為（以下「不正行為」という。）をした受験者を発見したときは、直ちに試験管理者に報告し、試験管理者が当該行為を不正行為と認めたときは、当該受験者に対して受験させてはならない。この場合、試験官は、当該受験者から、当該時限の試験問題、答案及び草稿用紙を回収する。

- a 他の受験者の答案を見る、又は他の受験者に答案を見せること
- b 口頭又はメモにより、他の受験者から答案作成の参考となる情報を得、又は他の受験者にそのような情報を与えること
- c 通信機器を用いて、答案作成の参考となる情報を得、又は他の受験者にそのような情報を与えること
- d 受験者同士で話すこと
- e 通信機器を所持していること
- f (2)のウに定める物以外の物を机の上又は机の中に置いていること
- g 試験終了時刻後も答案を作成すること
- h a から g までに定める各行為に類する行為であつて、CE 試験の公正を害するおそれのある行為

(イ) 試験管理者は、試験実施中に不正行為があつた場合には、発生した日時、行為者名及び受験番号、不正行為の態様、行為者への対応等を記載した報告書を作成し、試験終了後速やかに総研所長宛てに送付する。

カ 試験官は、棄権を申し出た受験者に対し、答案に「キケン」の表示があることを確認した上で答案を提出させて、当該受験者を退出させる。

キ 試験官は、答案作成完了者に対し、試験時間中の答案提出及び途中退

室を認めることができる。

ク 試験官は、各時限の試験開始後30分間及び試験終了前15分間については、棄権者及び答案作成完了者の答案提出及び途中退室を認めてはならない。

ケ 試験官は、各時限の試験終了時刻の15分前に、これ以降の15分間の答案提出及び途中退出を認めない旨を宣言する。

(4) 試験終了後の事務

ア 試験官は、各時限の試験終了時刻に、試験終了を宣言する。

イ 試験官は、答案を回収し、回収した答案の部数を確認する。

ウ 試験官は、回収した答案の確認終了後、受験者に試験室からの退出を許可する。

なお、試験問題及び草稿用紙の持ち帰りを希望する受験者（棄権者及び不正行為者を除く。）には各時限の試験問題及び草稿用紙の持ち帰りを認める。

エ 試験官は、試験終了後、別紙様式第10の第1次試験実施報告書記載事項等の試験の実施状況を試験管理者に報告する。

4 試験当日以降の事務

(1) 試験管理者は、別紙様式第10による第1次試験実施報告書を作成する。

(2) 実施支部の試験管理者は、第1次試験実施報告書の作成後直ちに、次に掲げるものを第1次試験の実施裁判所に送付する。

ア 全ての答案

イ 第1次試験実施報告書

ウ 未使用の答案用紙

(3) 第1次試験の実施裁判所は、総研所長が年度ごとに定める期限までに、次のア及びイを総研所長宛てに、イを管轄する高等裁判所宛てにそれぞれ送付する。

ア 第1次試験の試験科目を全て有効に受験した者の第1次試験の試験科目の答案（実施支部の答案を含む。）

イ 第1次試験実施報告書（実施支部の第1次試験実施報告書を含む。）

（4）第1次試験の実施裁判所は、第1次試験の合格発表後、総研へ送付していない受験者の答案を、試験管理者立会いの下に寸断等の方法により廃棄する。

5 第1次試験の合格者発表手続

（1）総研は、合格者を決定後、第1次試験の実施裁判所に対し合否を通知する。

（2）第1次試験の実施裁判所は、第1次試験の有効受験者に対し、総研所長が年度ごとに定める日に、所属庁を通じて合否を通知する。

第7 第2次試験の体制

第2次試験の実施裁判所及び総研は、CE試験の第2次試験に関する事務を行うために、次の基準に適合する体制を整備するものとする。

1 総研は、第2次試験を施行する（受験者ごとに口述試験を行うことをいう。）者として、受験者ごとに [] の主任口述試験官及び [] の口述試験官を置く。

2 主任口述試験官は、受験者ごとの口述試験の行事務を総括する。

3 主任口述試験官は、 []

[] を充てる。

4(1) 口述試験官は、第2次試験の []

[] を充てる。

(2) 以下のいずれかに該当する者について、第2次試験の実施裁判所が相当と認める場合には、口述試験官に充てることができる。



(3) (1)及び(2)で口述試験官を充てることができない場合は、第2次試験の実施裁判所は、総研と協議する。

第8 第2次試験の実施

1 試験日時及び試験地の通知

総研は、第2次試験の実施裁判所に対し、第2次試験の試験日時及び試験地を通知する。

2 受験者に対する通知

第2次試験の実施裁判所は、第2次試験の対象者に、所属庁を通じて、試験の日時及び場所その他必要とする事項を通知する。

3 身上調書の提出

(1) 第2次試験の実施裁判所は、受験者に、別紙様式第1-1の身上調書用紙を交付し、第2次試験の実施裁判所が定める期限までに、受験者に身上調書1部及びその写し2部を提出させる。

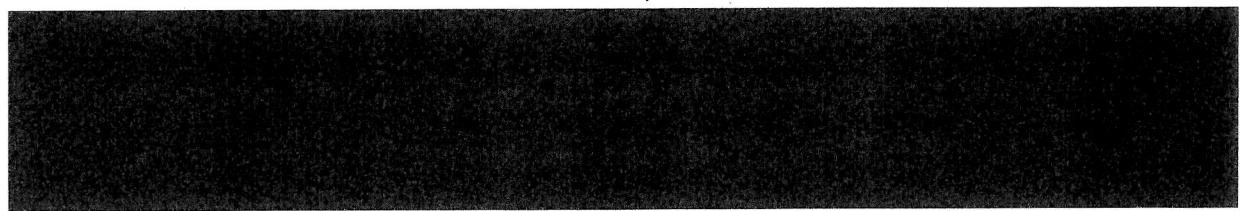
(2) 第2次試験の実施裁判所は、身上調書及びその写し各1部を取りまとめ、口述試験の初日の [REDACTED] までに到着するよう総研所長に送付する。

4 勤務評定

第2次試験の実施裁判所は、受験者の所属庁に、第2次試験の実施裁判所が定める期限までに、次のとおり別紙様式第1-2により作成させた勤務成績評定票を提出させる。第2次試験の実施裁判所は、勤務成績評定票を取りまとめ、口述試験の初日の [REDACTED] までに到着するよう総研所長に送付する。

(1) 作成者





(2) 評定方法

(3)の評定期間に係る評価期間における人事評価を踏まえ、裁判所書記官養成課程に入所させるのに必要な素養の有無及び程度の観点から、次のとおり評定する。

ア 勤務成績評定票の評定内容欄に掲げる評定項目について、評定欄に定める評定尺度に従って評定する。

イ アの評定の結果を総合勘案した上で、勤務成績評定票の総合評定欄に定める評定尺度に従って総合評定を行う。

(3) 評定期間

ア 作成基準日を毎年 [REDACTED] とし、評定期間は、作成基準日前日までの [REDACTED] とする。ただし、採用時からの在職期間が [REDACTED] に満たない場合には、 [REDACTED] までとする。

イ 配置換え等により作成基準日における所属庁での在職期間が [REDACTED] に満たない場合には、その者がアに定める期間に在職していた [REDACTED] の意見を聴かなければならない。

5 試験場

- (1) 試験場に試験室及び受験者控室を設ける。
- (2) 試験室は、別紙第2のとおり設営する。

6 口述試験当日の事務

- (1) 主任口述試験官は、受験者の氏名を確認する。
- (2) 主任口述試験官及び口述試験官は、受験者に対し、身上調書等を参考にして質問をし、次のとおり評定及び判定を行い、別紙様式第13による口述試験評定票（以下「評定票」という。）を作成する。

ア　主任口述試験官及び口述試験官は、評定票の評定項目欄に掲げる評定項目について、同欄に掲げる着眼点に基づき、同欄に定める評定尺度に従って評定する。

イ　主任口述試験官及び口述試験官は、アの評定の結果を総合して、評定票に定める判定尺度に従って判定を行う。

ウ　主任口述試験官は、勤務成績の評定を踏まえ、他の口述試験官との合議に基づき、評定票に掲げる判定尺度に従って受験者の総合判定を決定する。

(3)　当該試験室における第2次試験の終了後、口述試験官は、評定票を封かんの上、主任口述試験官に交付する。

7 最終合格者の発表手続

(1)　総研は、第2次試験の合格者から最終合格者を決定後、第2次試験の実施裁判所に対し合否を通知する。

(2)　第2次試験の実施裁判所は、第2次試験の有効受験者に対し、総研所長が年度ごとに定める日に、所属庁を通じて合否を通知する。

第9 身体に障害がある者等に対する特別な措置

身体に障害がある等、受験上何らかの措置を必要とする者から特別な措置の申出があった場合、次のとおり取り扱う。

1　C E 試験の公正、適切な実施が損なわれない限度において、合理的かつ社会通念上妥当であると認められる場合に限り、身体に障害がある者等に対する特別な措置（以下「特別措置」という。）を行う。

2　第1次試験の実施裁判所及び第2次試験の実施裁判所は、受験申込者から特別措置の申出があった場合には、当該受験申込者から詳細を聴取する等して対応を検討する。

3　第1次試験の実施裁判所及び第2次試験の実施裁判所は、別紙様式第14の協議書により総研所長と協議の上、措置の内容等を決定する。

第10 災害発生時の対応

- 1 地震、火災等の災害が発生し、本要領で定める試験日時、試験場等でCE試験を実施することが相当でないと認めるときは、別に定めるところにより、本要領の定めとは異なる試験日時、試験場等でCE試験を実施する。
- 2 災害が発生した場合には、受験者の安全を確保することを第一に対応する。
- 3 試験管理者は、試験官との間で、災害発生時の連絡体制を事前に確立する。
- 4 試験官の基本対応
 - (1) 試験官は、試験室の状況を踏まえて、試験を中断することができる。
 - (2) 試験官は、試験を中断する際には、中断時刻を確認して、試験の中止を宣言するとともに、受験者に対し、発生した災害が地震である場合には机の下に潜る等、身の安全を確保するよう指示する。
 - (3) 試験を中断した場合、試験官は、速やかに試験管理者に試験中断の状況を報告する。
 - (4) 試験官は、試験室及び受験者の状況を踏まえて、試験を再開することができる。
 - (5) 試験官は試験を再開する際には、試験の再開を宣言し、中断の前後を通じて試験の正味時間を確保する。
 - (6) 受験者を試験室から避難させるか否かは試験管理者が判断する。ただし、各試験室の状況から、試験室にとどまることが明らかに危険で、受験者を試験室から避難させる必要があると試験官が判断した場合には、試験管理者からの指示がなくとも、試験官は受験者を避難させなければならない。
 - (7) 試験を再開せず、中止する場合には、試験官は、避難場所において、受験者に対し試験を中止する旨及び試験の取扱いは後日連絡する旨の発言をする。
- 5 試験管理者の基本対応
 - (1) 試験管理者は、速やかに各試験室の状況を把握する。
 - (2) 試験管理者は、各試験室の対応の差異により公平かつ平等なCE試験の実施に支障を来すと判断した場合には、一部の試験室の試験時間を延長する等、

適宜の措置をとることができる。

(3) 受験者を避難させた場合、試験を再開させるか否かは、試験管理者が災害の状況により判断し、受験者の身の安全を確保することが困難な場合等は、試験を中止する。

6 試験管理者は、災害が発生した場合に執った中断及び中止の措置については、事態の沈静化後、電話等適宜の方法で総研企画研修第一課調査係に連絡する。また、試験実施後、速やかに、適宜の様式で報告書を作成し、総研所長に送付する。

付 記

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月25日

裁判所職員総合研修所長

(別紙第1)

受験番号の起番方法

【起番方法】

- 1 上2桁 コード番号表の地裁の区分に応じたコード番号
- 2 下4桁 (1) 第一部民事訴訟法選択者 ((4)の者を除く。) 0001～
(2) 第一部刑事訴訟法選択者 ((5)の者を除く。) 3001～
(3) 第二部 6001～
(4) 第1次試験の一部を免除される受験申込者 民事訴訟法選択者 9001～
(5) 第1次試験の一部を免除される受験申込者 刑事訴訟法選択者 9301～
- 3 起番順 それぞれ最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所、検察審査会及び家庭裁判所の順に起番する。

【コード番号表】

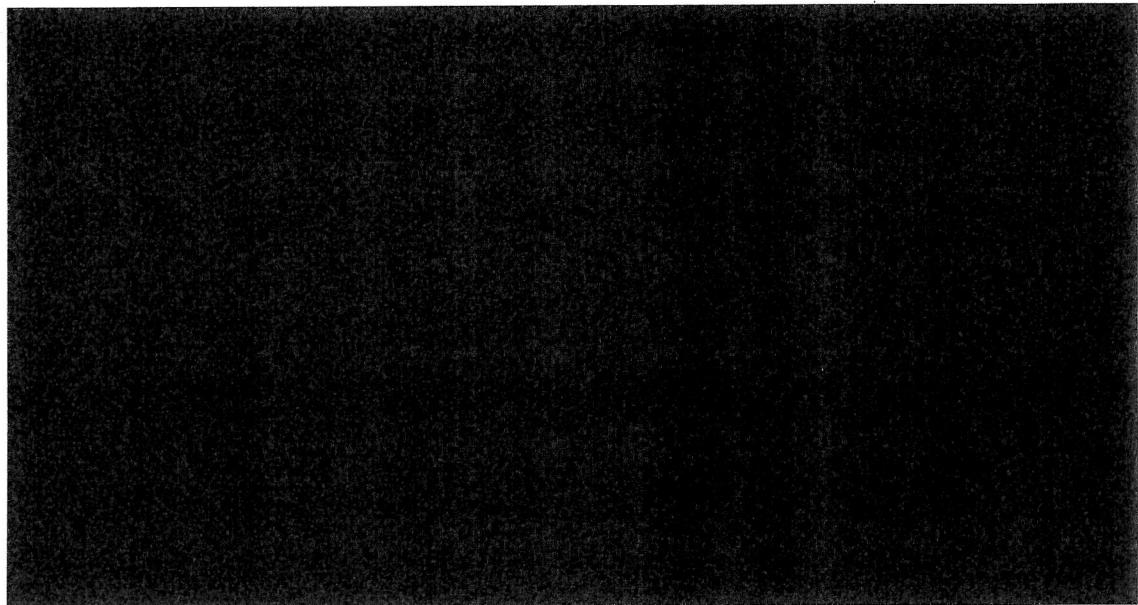
地裁	コード番号	地裁	コード番号	地裁	コード番号
東京	10	名古屋	40	宮崎	66
横浜	11	津	41	那覇	67
さいたま	12	岐阜	42	仙台	70
千葉	13	福井	43	福島	71
水戸	14	金沢	44	山形	72
宇都宮	15	富山	45	盛岡	73
前橋	16	広島	50	秋田	74
静岡	17	山口	51	青森	75
甲府	18	岡山	52	札幌	80
長野	19	鳥取	53	函館	81
新潟	21	松江	54	旭川	82
大阪	30	福岡	60	釧路	83
京都	31	佐賀	61	高松	90
神戸	32	長崎	62	徳島	91
奈良	33	大分	63	高知	92
大津	34	熊本	64	松山	93
和歌山	35	鹿児島	65		

【起番例】

- ① 横浜地裁で第一部の民事訴訟法を選択する3番目の受験申込者→「110003」
 - ② 横浜地裁で第一部の刑事訴訟法を選択する3番目の受験申込者→「113003」
 - ③ 横浜地裁で第二部の3番目の受験申込者→「116003」
- (第1次試験の一部を免除される受験者)
- ④ 大阪地裁で民事訴訟法を選択する2番目の受験申込者→「309002」
 - ⑤ 大阪地裁で刑事訴訟法を選択する2番目の受験申込者→「309302」

(別紙第2)

面接配置図



※ 椅子の位置については、試験官の指示に従う。

(別表第1)

第一部

		科目	時刻	事項
1日目	1 時限	憲法	午前 10 時 00 分	試験開始
			午前 12 時 00 分	試験終了
	2 時限	民法	午後 1 時 30 分	試験開始
			午後 3 時 30 分	試験終了
2日目	1 時限	刑法	午前 10 時 00 分	試験開始
			午前 12 時 00 分	試験終了
	2 時限	民事訴訟法又は刑事訴訟法	午後 1 時 30 分	試験開始
			午後 3 時 30 分	試験終了

第二部

		科目	時刻	事項
1日目	1 時限	憲法	午前 10 時 00 分	試験開始
			午前 12 時 00 分	試験終了
	2 時限	民法	午後 1 時 30 分	試験開始
			午後 3 時 30 分	試験終了
2日目	1 時限	刑法	午前 10 時 00 分	試験開始
			午前 12 時 00 分	試験終了

(別表第2)

実施支部一覧表

地方裁判所	支 部
長野	松本, 飯田
新潟	長岡, 高田, 佐渡
京都	舞鶴
神戸	姫路, 豊岡
和歌山	田辺, 新宮
津	熊野
岐阜	高山
金沢	七尾
広島	福山
山口	岩国, 下関
松江	浜田
福岡	小倉
長崎	佐世保, 壱岐, 五島, 巖原
鹿児島	名瀬
宮崎	延岡
那覇	名護, 平良, 石垣
仙台	石巻
福島	郡山, 会津若松, いわき
山形	鶴岡
盛岡	宮古, 一関
秋田	大館
青森	八戸
札幌	室蘭, 浦河
旭川	名寄, 紋別, 稚内
釧路	帶広, 北見
松山	西条, 宇和島

(別紙様式第1)

C E -

年度 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程 第___部入所試験受験申込書

試験地	※				
受験番号	※				
所属庁					
官職	()				
(ふりがな) 氏名	印				
採用年月日	年 月 日				
通算在職年数 (来年3月31日現在)	年 月				
生年月日	年 月 日生				
年齢 (来年4月1日現在)	歳				
受験申込区分 (第一部の第1次試験選択科目)	<input type="checkbox"/> 第一部 (<input type="checkbox"/> 民事訴訟法 <input type="checkbox"/> 刑事訴訟法) <input type="checkbox"/> 第二部				
最 終 学 歷	ア <input type="checkbox"/> 大学法学部卒 (複合した学部(学域・学群)の法(律)学科及び法学類卒を含む。)	学校名	学部(学域・学群)名	学科(学類)名	専攻(コース)名
	イ <input type="checkbox"/> ア以外の大学卒	学校名	学部(学域・学群)名	学科(学類)名	専攻(コース)名
	ウ <input type="checkbox"/> 上記以外の卒(修)	<input type="checkbox"/> 法科大学院 年 月 卒(修)			
採用試験等	試験名 ()		年度合格	試験略称 ()	

※印欄は、申込者が記入する必要はありません。

(受付日付印欄)

(別紙様式第2)

履修単位証明書

氏名

年 月 日 生

1 憲 法	単位
2 民 法	単位
3 刑 法	単位
4 民事訴訟法	単位
5 刑事訴訟法	単位

1から5までの科目について、単位を履修したことを証明する。

年 月 日

大学 学部長 氏名 印

(別紙様式第3)

年 月 日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

所属庁

官 職

氏 名

印

承 諾 書

私は、 年度裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程第一部入所試験を受験しますが、 同研修所に入所を許可され、 研修を修了した場合においては、 所属庁の裁判所書記官の定員に欠員がないときは、 欠員のある裁判所に転勤すること又は欠員が生じるまで裁判所書記官に任用されないことについて異議ありません。

(別紙様式第4)

年 月 日

最高裁判所長官 殿

所属庁

官 職

氏 名

印

誓 約 書

私は、 年度裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程第一部に入所し、
同研修所の全課程を修了したときは、最高裁判所が定める裁判所書記官として勤務す
べき義務年限（ 年）を守り、誠実に勤務することを誓います。

(注) 義務年限の年数については、第一部の場合には「3年」、第二部の場合には
「5年」と記載する。

(別紙様式第5)

C E - 受験申込者名簿

試験地	受験番号	職員番号	所属庁	氏名	選択科目	官職	補職等	性別	最終学歴	年齢	資格	佛考	ふりがな	一部/二部	認証法	地裁別コード	システム1	システム2
(記載例)																		
福岡	500001	2004000001	福岡高裁	福岡 一子	民訴	事務官		女	大卒	0Y-19		ふくおか かずこ		1	0.60	5000	19999999	
福岡	600002	2000000002	福岡地裁	福岡 二郎	民訴	事務官		男	大卒	0Y-15		ふくおか にろう		1	0.60	5110	19999999	
小倉	600003	2002000003	福岡地裁小倉支	小倉 太郎	民訴	事務官		男	大卒	0Y-17		こくら たろう		1	0.60	5110	13999999	
福岡	603001	1997000004	福岡地裁大牟田支	大牟田 三子	刑訴	事務官	主任・調査員	女	大卒	0Y-6		おおむた みつこ		1	3.60	5000	19999999	
小倉	606001	1998000005	福岡地裁田川支	田川 花子		事務官		女	大卒以外	0G-33		たがわ はなこ		2	9.60	5110	79999999	

(別紙様式第6)

C E - 受験申込者名簿 (第1次試験全部免除者等分)

(府名) ○○地方裁判所

所属府等	免除の別	受験番号	氏名	選択科目
東京高裁	全部		和光太郎	刑訴
東京地裁	一部	109001	南花子	民訴

※記載例

(注) 第1次試験の全部を免除される受験者については、選択科目欄に裁判所職員採用総合職試験における選択科目を記載する。

(別紙様式第7)

CE- 第1次試験受験票

第 部

試験地 _____

受験番号 _____

選択科目 _____

氏名 _____

1 試験の日時及び科目

月 日	時 間	試験科目	
		第一部	第二部
月 日 (曜日)	: ~ :		
	: ~ :		
月 日 (曜日)	: ~ :		
	: ~ :		

2 試験場所 _____

(注意)

1 ○○○○○

2 ○○○○○

年 月 日

地 方 裁 判 所

(注) (注意) は、各庁の実情に応じて適宜定める。

(別紙様式第8)

地裁人第号

(人ろ-03)

●●年●月●●日

裁判所職員総合研修所長 殿

●●地方裁判所長 ● ● ● ●

CE-●●受験申込者の異動等について

(平成●●年●月●日付け総研企一第●●●号に基づく報告)

標記の異動等につき、1、2の各欄に記載のとおり報告します。

1 本務庁の異動又は官職の異動

2 その他の事由

(参考)

《記入例》 1の場合

受験番号	氏名	新所属庁	新官職	新補職等	異動年月日
999997	○○ ○○	× × 簡裁			○○.○.○
999998	□□ □□		事務官		○○.○.○
999999	△△ △△	○○家裁		× × 課主任・× × 付調査員	○○.○.○

※「新所属庁」、「新官職」、「新補職」については、異動がある部分のみ記載する。

《記入例》 2の場合

受験番号	氏名	生じた事由	旧氏名又は 旧受験番号	備考	発生年月日
888881	●● ●●	氏の変更	× × ●●	旧姓使用なし	○○.○.○
888882	■■ ■■	退職			○○.○.○
888883	◆◆ ◆◆	受験番号の変更	777775	× × 家裁から異動	○○.○.○
888884	◆◆ ●●	受験申込みの取下			○○.○.○

※「旧氏名又は旧受験番号」については、異動がある部分のみ記載する。

※受験申込みの取下については、取下書(PDF等)を添付する。

(別紙様式第9)

年 月 日

裁判所職員総合研修所長 殿

所 属 庁

受験番号

氏 名

印

取 下 書

私は、 年度裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程第 部入所試験
(C E -) の受験申込みを取り下げます。

(別紙様式第10)

C E - 第1次試験実施報告書

1 実施裁判所

2 試験場

3 欠席者等

受験番号	氏名	欠席等の態様
(記載例)		
103200	和光太郎	棄権
106300	南花子	不正行為
106700	成増五郎	欠席

(注) 不正行為者については、試験管理者作成の報告書を添付する。

4 特記事項

5 試験管理者、試験官及び係員の官職及び氏名

6 報告年月日

7 報告者(試験管理者)の官職及び氏名

(秘) 身上調書

試験名	受験番号	裁判所書記官養成課程	第一部受験者選択科目	写 真 ※ カラー写真 (4.5 × 3.5 cm)	
CE-		第 部	<input type="checkbox"/> 民訴 <input type="checkbox"/> 刑訴		
ふりがな					
氏名					
生年月日	年 月 日生 (歳)				
現住所					
所属庁	裁判所 簡裁 検審	支部	級・号俸	行() 級号俸	
採用年月日	年 月 日	現在の官職			
か 裁 ら 判 の 所 経 に 歴 入 つ て	期 間	勤務庁	担当職務		
	・・～・				
	・・～・				
	・・～・				
	・・～・				
学 歴	出身校・学部科名・卒業等の年月及び種別				
			年 月卒	年中退	年在
			年 月卒	年中退	年在
			年 月卒	年中退	年在
司法試験受験歴	<input type="checkbox"/> あり (受験回数 回 / 合・否) <input type="checkbox"/> なし (<input type="checkbox"/> 予備試験の受験歴あり)				
履修科目	<input type="checkbox"/> 憲法	<input type="checkbox"/> 民法(財産法)	<input type="checkbox"/> 民法(身分法)	<input type="checkbox"/> 刑法	
	<input type="checkbox"/> 民事訴訟法	<input type="checkbox"/> 刑事訴訟法	<input type="checkbox"/> 会社法	<input type="checkbox"/> 手形, 小切手法	
	<input type="checkbox"/> 民事執行法	<input type="checkbox"/> 破産法	<input type="checkbox"/> 行政法	<input type="checkbox"/> 労働法	
	<input type="checkbox"/> 家事事件手続法	<input type="checkbox"/> 少年法	<input type="checkbox"/>		

裁判所職員総合研修所

【注】 黒のペン又はボールペンを用いて記入すること(手書きで記入すること)

氏名	
----	--

入所志望の動機

自己紹介(自分の性格, 長所, 短所など)

最近, 関心を持ったり, 感銘を受けた事柄

趣味, 嗜好, スポーツ, サークル活動など

資格, 特技(語学, パソコンなど)

健 康 状 態	既往症	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	現在の状態
	病名・病状 期間 約 . . ~ . . 年 月 日間		<input type="checkbox"/> 普通の健康体である。 <input type="checkbox"/> 現在病気にかかっている。 () <input type="checkbox"/> その他 ()

【注】 黒のペン又はボールペンを用いて記入すること(手書きで記入すること)

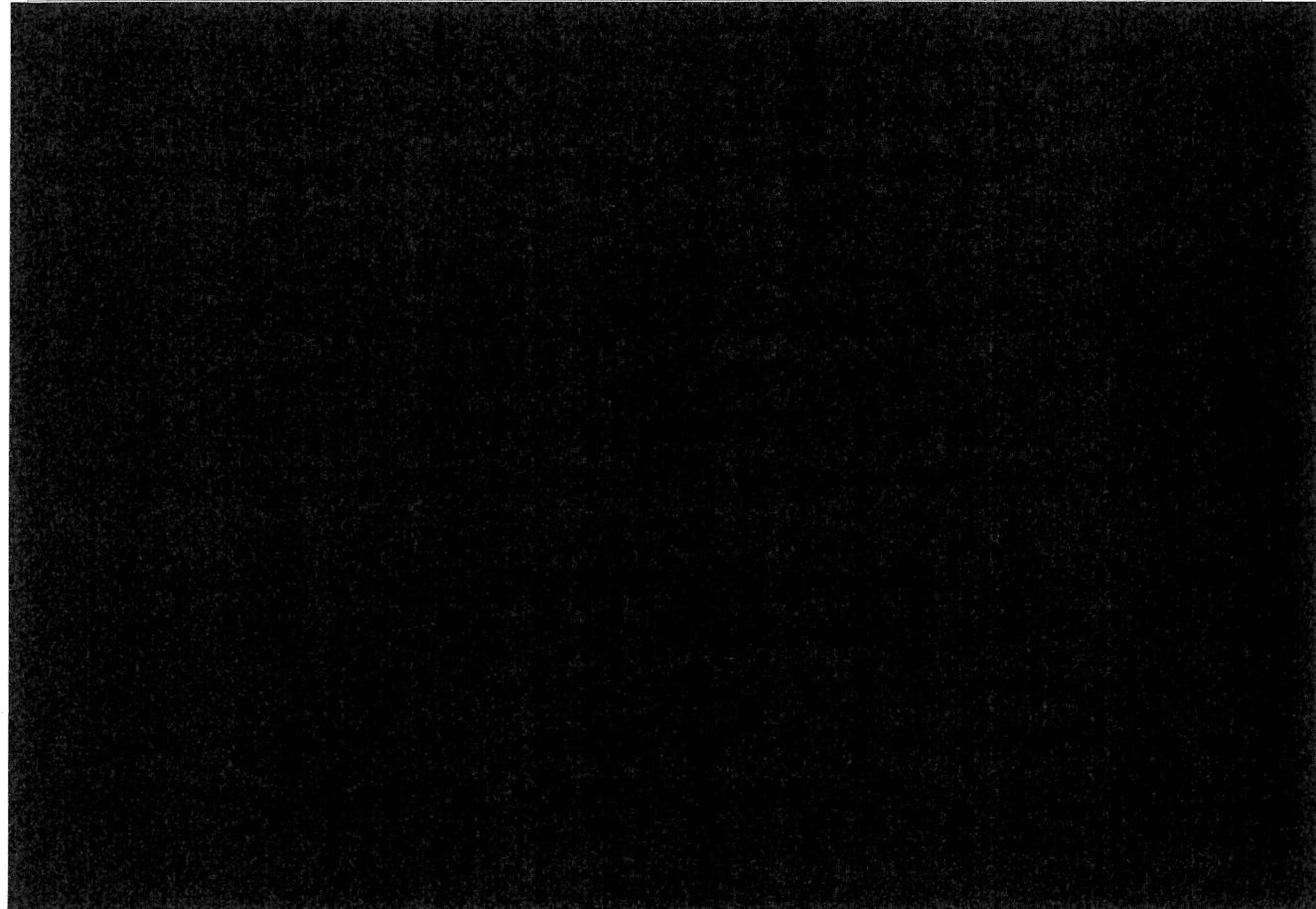
(別紙様式第12)

試験用勤務成績評定票

(受験番号)

作成基準日 年 月 日

氏名(ふりがな)	所属庁		官職	
	級号俸		生年月日	年 月 日(歳)
評定内容			評定	



総合評定	総合評定理由
S A B C D <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
年 月 日	
評定者官職氏名	
印	

(記載要領)

- 1 「評定」欄は、各項目ごとに、S:極めて優れている、A:優れている、B:標準である、C:やや不十分である、D:不十分である、の5段階で評価し、該当箇所にチェック(レ印又は■)を付する。
- 2 「総合評定」欄は、各項目の評定結果を総合勘案した上で、S:極めて優れている、A:優れている、B:標準である、C:やや不十分である、D:不十分である、の5段階で評価し、該当箇所にチェック(レ印又は■)を付する。

口述試験評定票

秘

受験番号	受験者氏名	実施年月日 年 月 日	口述試験官氏名 印
評定尺度 a : 優れている b : やや優れている c : 普通 d : やや劣っている e : 劣っている			評定
評定項目			
裁判所職員総合研修所規程12条5号の説明 <input type="checkbox"/>			
特記事項			
口述試験官意見			
判定尺度	A 是非合格させたい。 B 合格させても特に問題はない。 C 合格させたくない。	判定結果 (各口述試験官が記入)	総合判定結果 (主任口述試験官のみ記入)

特別な措置に関する協議書

(文書番号) 第 号 年 月 日 裁判所長							(文書番号) 第 号 (人ろー03) 年 月 日 裁判所職員総合研修所長
受験番号	氏名	障害の程度等	希望する措置	添付書類	検討結果	備考	回答

(注)

- 1 「希望する措置」欄には、対象者が希望する特別措置の内容を記載する。
- 2 協議の際は、受験申込書写し、対象者本人からの聴取結果を記載した書面及び疎明資料写しを添付する。